

東京都社会保険労務士会 公式キャラクター 「シャロロン」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、東京都社会保険労務士会（以下「東京会」という。）の公式キャラクター「シャロロン」が、社会保険労務士制度の広報活動において、適正かつ知的財産権が侵害されることなく広範に利用されるよう、利用対象、遵守事項及び東京会以外の者に対する利用許諾等、「シャロロン」の利用に関する事項を定めることを目的とする。

(利用に関する権利)

第2条 「シャロロン」の利用に関する一切の権利は、東京会に属する。

(利用対象及び利用方法)

第3条 「シャロロン」は、東京会及び東京会の会則等に基づく部会・委員会及び統括支部・支部（以下「委員会等」という。）並びに東京会の関係団体が情報を広く社会に発信する場面において利用することができる。

2 「シャロロン」は、別に定めるデザインマニュアルにある条件下で利用することができる。但し、東京会の許可なく画像データの改変を行い利用することはできない。

(利用料)

第4条 「シャロロン」の利用は、特別な場合を除き無償とする。

(利用の許諾)

第5条 「シャロロン」は、別表第1に掲げる利用者が事前に東京会会長（以下「会長」という。）の許諾を受けた場合に限り利用できるものとする。なお、会長は許諾に際し、条件を付すことができる。

2 前項にかかわらず、委員会等が別表第2に掲げる用途で利用する場合には、許諾申請は不要とする。但し、事前に会長に利用の届出をしなくてはならない。

(許諾条件)

第6条 「シャロロン」の利用は、次の場合に限り許諾する。

- (1) 東京会から依頼を受けて、「シャロロン」を表示した物品等を作製する場合
- (2) 社労士制度、東京会等の広報活動に資することを主たる目的として利用する場合

合

(3) 東京会が共催又は参加する行事、又は後援、協賛、協力等を行う行事等において作製する資料や物品に利用する場合

(4) その他本規約に定める利用目的等に照らし、会長が相当と認めた場合

2 前項にかかわらず、申請者が実態のない企業・団体である場合、反社会的勢力に該当する企業・個人・団体又はこれらと関わりがある企業・個人・団体である場合には、いかなる場合においても利用を許諾しない。

(利用許諾期間)

第7条 「シャロロン」の利用の許諾期間は、第5条第1項の許諾を受けた日又は同条第2項の利用の届出をした日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日が経過するまでとする。

2 利用許諾期間の経過後も継続して利用を希望する場合、再度許諾申請又は利用の届出を行うことができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出又は許諾を受けた内容により利用すること。
- (2) 届出又は許諾を受けた利用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 届出又は許諾に際して条件が付された場合には、これに従うこと。
- (4) 製作物等は、写真又はデータファイルで速やかに東京会に提出すること。

(禁止事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 社会保険労務士の品位、信用を傷つけ、又は傷つけるおそれのある利用
- (2) 「シャロロン」のイメージを損なうおそれのある利用
- (3) 「シャロロン」のキャラクター設定を無視した利用
- (4) 「シャロロン」のデザインマニュアルに従わない利用
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある利用
- (6) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する利用
- (7) 特定の団体や個人等を支援、公認しているような誤解を与える利用
- (8) 宗教的行事、活動への利用
- (9) 政治活動等への利用（但し、社会保険労務士政治連盟を除く。）
- (10) 許可された範囲を超えて利益又は収益を得る行為

- (11) 事前の届出に虚偽の情報を記載する行為
- (12) 「シャロロン」のデザインに変形を加える行為
- (13) 「シャロロン」の利用により、第三者の知的財産権を侵害する行為
- (14) 「シャロロン」又は「シャロロン」を含むデザインを自己の商標や意匠として登録するなど、独占して利用する権利を設定する行為

(利用の取消事項)

第 10 条 会長は、利用者が第 8 条及び第 9 条に定める事項に違反した場合は、利用許諾を取り消すことができる。なお、利用許諾の取消により生じた損害について東京会は一切の責任を負わないものとする。

2 会長は、第 5 条第 2 項に規定する利用者が第 8 条及び第 9 条に定める事項に違反した場合は、利用の中止を求めることができる。なお、利用の中止により生じた損害について東京会は一切の責任を負わないものとする。

3 会長が「シャロロン」が適正に利用されていないと認めた場合は、利用の詳細について補正又は利用の停止を命ずることがある。

(免責事項)

第 11 条 東京会は、「シャロロン」に関する画像データに関していかなる保証もしない。

2 東京会は、「シャロロン」の画像データを利用したことにより生じた損害、その他のトラブルに関し、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 12 条 「シャロロン」の利用に関し、本規約に定めのない事項については、会長の指示に従うものとする。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

委員会等	関係団体
会則等に基づく部会・委員会	東京都社会保険労務士政治連盟
会則に基づく統括支部・支部	労働保険事務組合東京SR経営労務センター
	東京社会保険労務士協同組合
	一般社団法人社労士成年後見センター東京

別表第2（第5条第2項関係）

用 途		
名刺	タオル	公式ホームページ
封筒	ノート	公式SNS
クリアファイル	付箋	冊子（会報等）
文房具	シール	資料・パンフレット等
ポスター	ポケットティッシュ	学校教育用教材